

山梨県立大学大学以外の教育施設等における学修に係る単位認定規程

(平成22年4月1日制定 大学第2212号)

(趣旨)

第1条 この規程は、山梨県立大学学則第28条の規定に基づき、本学学生の短期大学若しくは高等専門学校の特攻科における学修又は大学設置基準第29条第1項の規定により文部科学大臣が定める学修（以下「大学以外の教育施設等における学修」という。）を、本学における授業科目の履修とみなし、当該学修を評価し単位を与えることに関し必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 大学以外の教育施設等における学修の履修が修了した学生（以下「当該学生」という。）は、速やかに次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 単位認定申請書（様式第1号）

(2) 大学以外の教育施設等が発行する成績証明書又は単位修得証明書等（以下「成績証明書等」という。）

(3) 大学以外の教育施設等の授業科目の概要が記載されているシラバス、授業概要、履修案内その他これらに類するもの（以下「シラバス等」という。）

(認定作業)

第3条 大学以外の教育施設等における学修により修得した単位の認定作業は、前条に定める申請に基づき、申請のあった科目を担当する教員が審査を行い、本学の授業科目に相当すると認められる科目について、単位認定結果報告書（様式第2号）を作成する。ただし、申請のあった科目を担当する教員が非常勤講師の場合は、学部長が依頼する本学の専任教員が行う。

(認定)

第4条 学部長は、前条に定める認定作業の結果に基づき、単位認定のための原案を作成し、学部教授会に提案する。

2 学長は、学部教授会における審議を経て、単位を認定するものとする。

(通知)

第5条 学長は、単位認定結果に基づき、単位認定書（様式第3号）を当該学生に交付する。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、大学以外の教育施設等における学修の単位認定に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月13日から施行する。

(様式第1号)

平成 年 月 日

単位認定申請書

山梨県立大学長 殿

学籍番号 _____

氏 名 _____

次の学修の履修が修了しましたので、「山梨県立大学大学以外の教育施設等における学修に係る単位認定規程」第2条の規定に基づき、次の書類を添えて単位認定を申請します。

- ① 大学以外の教育施設等が発行する成績証明書又は単位修得証明書等
- ② 大学以外の教育施設等の授業科目概要が記載されているシラバス、授業概要、履修案内その他これらに類するもの

学 修 名 _____

単位認定申請科目 _____

(様式第2号)

単位認定結果報告書

学籍番号 _____

氏 名 _____

平成 年 月 日付けで申請のあった上記学生の単位認定につきましては、認定基準に基づき審査を行った結果、次のとおり単位認定を行うこととなりましたので、報告いたします。

学 修 名 _____

単位認定申請科目 _____

平成 年 月 日

単位認定者 _____ 印

(様式第3号)

文 書 番 号
平成 年 月 日

単位認定書

学籍番号 _____

氏 名 _____

山梨県立大学長

平成 年 月 日付けで申請のあったことについては、「山梨県立大学大学以外の教育施設等における学修に係る単位認定規程」第5条の規定に基づき、次のとおり単位認定します。

○学 修 名 _____

○単 位 認 定 科 目 _____

○単 位 数 _____

